

子どもの居場所づくり 応援事業助成金

応募
期間

令和7年

12月15日(月)



令和8年

1月16日(金)

※当日消印有効

助成
金額

1団体上限10万円

子ども食堂

学習支援

プレイパーク

その他の居場所
(体験活動、多世代交流など)

※令和8年度から対象条件が変わりました。申請される際は、募集要項を再度ご確認ください。

対象事業

- ①令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する事業であること。
- ②子ども食堂、学習支援、プレイパークなど、子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、健やかな成長をサポートする取組であること。
※保護者同士の交流や情報交換を主目的とする取組は対象外です。
- ③千葉県内において、原則として月1回以上(年間12回以上)定期的に開催すること。
- ④子ども(高校生以下)の参加費は、無料または低廉であること。

対象団体

- ①千葉県内に事務所を有し、県民が主体となって自発的に子どもの居場所づくりに取り組む非営利団体であること。
※法人格の有無は問いません。
※宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体は除きます。
- ②団体の定款または規約等を有し、責任者が明確であり、独立した経理処理を行っていること。
- ③団体として1年以上の活動実績があること。(令和6年12月1日より前に設立し活動していること。)

対象経費

子どもの居場所づくりに要する費用
(食材料費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、光熱水費、燃料費、会議費、旅費交通費、人件費、諸謝金など、
事業に直接必要な経費)

応募方法

- ①応募用紙(募集要項・申請様式)：本会ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.chibakenshakyō.com> ⇒「千葉県社協からのお知らせ」
- ②提出方法：応募書類を千葉県社会福祉協議会 総務部へ郵送してください。
(ファックス、Eメールは受理しません。)
※提出いただいた応募書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。



※令和6年度・令和7年度と2年連続で本助成金の交付を受けた団体は、令和8年度については申請できません。
※他の助成金・補助金等の支援を受けていても申請できます。
※審査結果は、令和8年3月下旬に書面でお知らせします。

提出

問い合わせ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内

TEL: 043-245-1101 FAX: 043-244-5201

本会ホームページ <https://www.chibakenshakyō.com>

年 月

申 請 者

県 社 協

令和7年
12月15日～



助成金交付申請書等の提出

提出期限 ～令和8年1月16日(金)

提出書類

- ①助成金交付申請書(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③収支予算書(見積書等の写し添付)(様式3)
- ④団体概要(パンフレット等添付)(様式4)
- ⑤団体等構成員名簿(様式5)
- ⑥団体目的等についての確認書(様式6)
- ⑦団体等の規約、定款その他これらに類する書類
- ⑧団体等の直近の収支決算書
- ⑨その他、事業の参考となる資料(開催チラシ等)

3月下旬までに

- ①審査・選考
- ②助成金交付決定通知書(様式7)
又は助成金不交付決定通知書(様式8)
の送付



事業実施

令和8年
4月1日

令和9年
3月31日

助成金概算払請求書(様式15)の提出

提出期限 ～令和8年4月上旬

※事業の変更・中止・廃止をするときは、承認申請書(様式9)の提出が必要です。

指定口座へ振込

提出期限 4月中旬

令和9年
4月～



事業実績報告書等の提出

提出期限 ～令和9年4月末日までに

提出書類

- ①実績報告書(様式11)
- ②事業実績書(様式12)
- ③収支決算書(領収書等の写し添付)(様式13)
- ④その他事業実績の参考となる資料(成果品、写真等)

3月下旬までに

- ・助成金確定通知書(様式14)の送付
- ※助成金に残額が生じた場合等は、返還が必要になります。

千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金について

千葉県社会福祉協議会では、昭和52年に交通遺児援護基金を設立し、県内の交通遺児に対して見舞金や勉強奨励金等を支給する事業に取り組んできました。しかしながら、基金設立当時の交通戦争と呼ばれていた状況は大きく改善し、少子化や安全な自動車の開発などを背景として交通遺児は著しく減少しています。

一方、厚生労働省が公表した国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は令和3年に11.5%となっており、平成30年の14%に比べて改善しているものの、未だに9人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯で見ると半数近い44.5%に上ります。

このような状況を踏まえ、本会は、交通遺児援護激励事業は現行どおり継続することを前提に、子どもの健全な育成を支援するため、様々な形で子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体に対して助成する事業を行います。